

野田市告示第296号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和3年11月19日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 92枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越してください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7125-1111

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
3-10-1	立看板 はり札	— 18	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和3年10月5日 午前9時から午後4時	令和3年10月5日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-10-2	立看板 はり札	— 15	結城野田線～市道2534～93659～結城野田線～市道12084～12082～12056～12136～12124～12123～12138～12056～12082～結城野田線～市道2535～93179～我孫子関宿線～市道1030 木間ヶ瀬～岡田～中里～木間ヶ瀬～中里	令和3年10月5日 午前9時から午後4時	令和3年10月5日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-10-3	立看板 はり札	— 6	つくば野田線 目吹～柳沢～宮崎	令和3年10月12日 午前9時から午後4時	令和3年10月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-10-4	立看板 はり札	— 18	つくば野田線～市道1170～1160～結城野田線～市道2200～越谷野田線～つくば野田線～市道1061～1160～結城野田線～市道1220～32001～つくば野田線～市道2390～1160～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野田～上花輪～清水～中野台鹿島町	令和3年10月12日 午前9時から午後4時	令和3年10月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-10-5	立看板 はり札	— 4	市道2100～22224～22222～2100～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和3年10月12日 午前9時から午後4時	令和3年10月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-10-6	立看板 はり札	— 1	結城野田線～つくば野田線～2390～31128～31121～結城野田線 蕃昌～吉春～清水～吉春	令和3年10月12日 午前9時から午後4時	令和3年10月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
3-10-7	立看板 はり札	— 21	市道1180～1210号線～1390号線 鶴奉～宮崎～中根～花井～堤根～花井1丁目～山崎	令和3年10月19日 午前9時から午後4時	令和3年10月19日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-10-8	立看板 はり札	— 5	市道1260～52039～52040～52018～1390 山崎	令和3年10月19日 午前9時から午後4時	令和3年10月19日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-10-9	立看板 はり札	— 4	野田牛久線～市道1180～1160～2170～ 1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和3年10月19日 午前9時から午後4時	令和3年10月19日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	